

Title	一九世紀中葉のジャワ村落(デザ)における賦役遂行 : ジャワ村落(デザ)の歴史的性格に関する一考察
Author(s)	内藤, 能房
Citation	一橋論叢, 78(3): 348-364
Issue Date	1977-09-01
Type	Departmental Bulletin Paper
Text Version	publisher
URL	<a href="http://doi.org/10.15057/13377">http://doi.org/10.15057/13377</a>
Right	

## 一九世紀中葉のジャワ村落における賦役遂行

——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察

内 藤 能 房

一 はじめに

筆者は、さきに「一九世紀ジャワの土地占有形態再考——ジャワ村落の歴史的性格に関する一考察——」と題する小論文を書いた。<sup>(1)</sup> 小論の目的はデサの歴史的、基本的性格を明らかにしようとする場合、従来、比較的集中的に研究されてきた住民の土地占有のあり方の面からの接近だけでは不十分であることを示すことにあった。

ところで、ジャワなかんづく中・東部ジャワの村落は現在でも、「共同体的」な性格が相対的に——インドネシアの他の地域のそれや東南アジアの他の諸地域のそれと比較して——強いと言われている。ここで「共同体

的」とは、一定地域内において典型的には共同祭祠に裏うちされた連帯性ならびに排他性、共同財産や労働過程における協力にもとづく対内相互依存、さらには対外関係に即応した内部自治、それらすべてを包摂した状態を指しているが、デサにかかる共同体的な性格の淵源は必ずしも明らかではない。ただ、デサがかかる基本的性格を歴史的に形成するにあたって、上級権力が何んらかの地域的まとまりを単位として人民に課した「給付提供義務」(ウエーバーの *Leistung*)<sup>(2)</sup>——とりわけ「賦役」(*heerendiensten*)——と住民側の義務履行のあり方がそれに大きな影響を及ぼしたであろうことはつとに指摘されているところである。<sup>(3)</sup> 今、ここで、一七世紀以降のジャ

ワにおけるライトゥルギーの様態を略述すればほ次のようになる。オランダ勢力到来以前のジャワにおいて、その大半を支配していたマタラム王国（一六世紀—一八世紀半）領内の住民は、上級権力より、現物または貨幣の形による地税（*padjeg boemi*）とかれらの労働力を通常は無償で強制的に徴用する賦役（*padjeg sikep*）とを課せられていた。<sup>(4)</sup>一八世紀半オランダ東インド会社の支配下に服したマタラム王国の沿岸領（ジャワ北岸一帯）および外領<sup>マシヤスガ</sup>の住民は、地場の原住民首長による直接監督の下に一定量の物資——米、綿糸、藍、胡椒、コーヒ、木材等——の貢納ないしは強制引渡しと各種の賦役——城砦など軍用施設や道路の建設、馬や水牛の供出、木材の伐採、穀物、木材、その他会社用物資の搬役、倉庫や船での荷役、手紙の配達などの伝令、国道上の厩における雑役、囚人の輸送と監視、さらにはレヘント等原住民首長に対する人的役務提供など——を課せられていた。さらに一九世紀に入って、東インド会社を引継いだ東インド政庁の直轄領内においては、ラフルズ（*J. S. Raffles*）によって一旦、名目上、従来の割当貢納ないしは強制引渡しと賦役が廃されて、「地代Ⅱ地租制度」が導

入されたが、一八三〇年のファン・デン・ボス（*J. van den Bosch*）によるいわゆる「強制栽培」の制度化によって、ジャワ住民は、実際には従来通り要求されていた「賦役」とラフルズ以来の「地租」とさらには「栽培賦役」なるものを課せられることとなった。<sup>(6)</sup>以上のようにジャワの住民は古くから上級権力の恣意的な労役の賦課に直面しており、一九世紀中葉に至っては新たに追加された「栽培賦役」にデサ単位で対処しなければならなかったといわれる。しかしこれらの賦役の実態は従来必ずしも明らかにされていない。

それゆえ本稿は、対象を一九世紀中葉の政府直轄領に限り——しかも中・東部ジャワを中心として——そこで行なわれた賦役をそれに対するデサ段階の対応のなかで多少とも具体的に把握することを目的とする。賦役をかかる観点から考察することによって、デサの歴史的性格を明らかにする一つの手掛りをつかむことができるのではないかと考えたからである。行論の順序として、まず、賦役の種類、規模、および負担者を明らかにする。ついで、デサ段階において賦役義務がどのように履行されたのかを具体的に検討する。その上で賦役義務履行が

デサに与えた影響を分析することによってデサの歴史的  
性格の一端を示すことにする。

本題に入る前にさらに四つの点を指摘しておきたい。

(一)本稿が依拠する主要資料は、『ジャワ・マドゥラにお  
ける原住民土地権調査最終提要』二、三巻(特に第三  
巻)である。本資料第三巻の三分の一(一一一―一六節)お  
よび第二、三巻の付録の相当部分はすべてジャワの賦役  
に関する記述であり、貴重なものである。ただ、賦役負  
担の規模など具体的な点について不明な部分が少なく  
なく、その点について、ホッケンス『ジャワ・マドゥラの  
原住民の賦役の調査に関する最終提要』<sup>(8)</sup>で補うことがで  
きなかったのは残念である。(二)一九世紀中葉以降につ  
いての資料が詳述しているのは、主として村落段階で遂行  
された賦役であって、郡都、県都で原住民首長の為に提  
供された賦役の実態についてはほとんど言及されていな  
いので本論でもその存在を示すにとどめる。なお、デサ  
内部の相互取り決めで実施されていた「共同体労役」も  
考察の対象から除いてある。(三)さらに、賦役は、政治権  
力に参与しないすべての人民に対して課せられていたわ  
けではない。中部ジャワの諸理事州には、デサ全体が王

侯・貴族の墓地の維持にあてられた免税村(Desa Per-  
dikan)が散在したが<sup>(9)</sup>、かかるデサは賦役も免除されて  
いた。しかしこの場合、当該デサの住民はひたすらそう  
した目的のために賦役耕作を提供することを義務づけら  
れていた。(四)賦役は本来は、一般税制との関連において  
研究されるべき課題である。しかし、税制については、  
すでに若干の研究があるので、本稿では必要な場合のみ  
言及することにとどめる。ここでは差し当って次の二点  
だけを指摘する。(一)一九世紀中葉の政府直轄領の農民は、  
おそらく最高、総生産量の二分の一の地租を政府に納め  
させられた(但し地租制度が一八五〇年代末になって導  
入されたところがある)。通常、都市郊外の村落に居住  
していた商工業者も政府に対して事業税を納めねばなら  
なかった。そして、農民も商工業者も、かかる正規の租  
税のほかに、中央政府、地方官憲(県長、監督官、郡長  
など)、デサ役職者に対して、多様な名目の小額の金品  
をも納めさせられた。(二)賦役は、かかる租税の代わりに  
ではなく、それに加えて、徴用されたのである。

(一) 拙稿「一九世紀ジャワの「土地占有形態」再考——ジ

- ジャワ村落の歴史的な性格に関する一考察——『マシア研究』第二四卷第一号、一九七七年、四六—七四頁。
- (2) 王侯・莊園領主・政治団体・地方自治体などが、自己の家計を維持するために必要な財およびサービスなどの供給を、自己の支配下にある団体や個人に割り当てることによって生ずる、それらの団体および個人の給付提供義務を「ライトルギー」という(M・ウェバー(世良晃志郎訳)『支配の社会学』I、創文社、一九六〇年、一四三—一八九頁参照)。
- (3) 加納啓良「一九世紀ジャワの土地制度と村落(デサ)共同体」斎藤仁編『マシア土地政策論序説』マシア経済研究所、一九七六年、一八八頁。
- (4) *Eindresumé van het bij Goevernements Besluit dd. 10 Juni 1867 No. 2 bevolen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op den Grond op Java en Madoera*, 3 deelen, Batavia, 1876・1880・1896 (以下 *Eindresumé* と略記)、*ibid.*, III, blz. 6-8.
- (5) *Ibid.*, III, blz. 35—38, Bijl. F (blz. 130—133), *ibid.*, II, Bijl. KK (blz. 148—150).
- (6) *Ibid.*, III, blz. 63—107.
- (7) 前掲注(4)参照。拙稿〈資料紹介〉『一橋論叢』第七六巻第四号、一九七六年、八五—九二頁を参照された。
- (8) F. Fokkens, *Eindresumé van het Onderzoek naar de Verplichte Diensten der Inlandsch Bevolking of Java en*

*Madoera*, 1892.

- (9) *Eindresumé*, I, blz. 100—106.
- (10) S. van Deventer, *Bijdragen tot de Kennis van het landelijk stelsel op Java*, 3 deelen, Zalt-Bommel, 1886; John Bastin, *Raffles' Idea on the Land Rent System in Java and the MacKenzie Land Tenure Commission*, 's-Gravenhage-Martinius Nijhoff, 1954.
- (11) Mr. C. Th. van Deventer, *Overzicht van den Economischen Toestand der Inlandsche Bevolking van Java en Madoera*, 's-Gravenhage, 1904, blz. 129.

## 二 賦役の種類、規模、および負担者

### 一 賦役の種類

一九世紀の中葉、上級権力がデサ住民に課した賦役(heerendiensten)は、すでに言及したその歴史的淵源や課業の内容さらには負担の質などの相違によって三つに大別できる。それらは東インド政庁当局によって、(1)一般賦役(algemeene heerendiensten)、(2)特別賦役(bijzondere heerendiensten)、(3)栽培賦役(cultuurdiensten)と名づけられていた。

ところで、これら三種の賦役の内容は、一八六四年九

月三日の「政府決定」(法令公報付一五八〇号)によると、それぞれ以下のようなものであった。<sup>(1)</sup>

「一般賦役」の内容は、(イ)公益に資する公共施設——原住民首長の住居、路上の宿駅・官吏宿舍、郡監獄など——の建設・維持・修理と(ロ)他のすべての国家施設——軍用道路、要塞など——の建設・維持・修理から成っていた。<sup>(2)</sup> (イ)はおおむね、無償(場合によっては食事の提供がある)で行なわれ、(ロ)は原則として有償となっていた。ただ現実には、現場への旅費が支給されればよい方で、多くの場合ただ働きを強いられた。<sup>(3)</sup> 一方、「特別賦役」は、文字通りの住民労働力の無償徴用で、次のような雑多な内容を含んでいた。<sup>(4)</sup> (イ)原住民首長のところでの役務提供、(ロ)政府の倉庫、出張官吏の宿舍、市場地、寺院や聖墓などの番役、(ハ)監視所への駐在、(ニ)宿駅における馬用の牧草の供出、(ホ)郵便物の配達、(ヘ)旅行者や物資の輸送、(ト)囚人の護送ならびに監獄の番役。第三番目の「栽培賦役」が住民に要求したものは、(イ)政府指定作物(藍、甘蔗、コーヒ、茶、胡椒など)の植付け・栽培労働、(ロ)収穫労働、(ハ)指定場所(工場を含む)までの収穫物の輸送労働、(ニ)工場内加工労働ならびに薪材の供出(甘蔗

栽培の場合)などであった。ただ、栽培賦役の場合には「賦役」とはいうものの、植付けには「植付け料」、加工労働に対しては労賃が低額ながら支払われた<sup>(5)</sup> (いずれも甘蔗の場合)。さらに、栽培農民が村落単位で植民地政府に引き渡した生産物は政府の評価価額で買い上げられ、その評価総額が当該村落に課せられた地租額を上回った場合には、差額が当該村落に払われるというものであった。<sup>(6)</sup>

なお以上の賦役とは別に、実際上は「共同体労役」(gemeinschaften)の枠内でなされていたが、法制上は(特別)賦役とみなされていた<sup>(8)</sup> 「村長に対する各種の役務提供」があった。その内容は、(イ)村長の住宅の建設・維持補修(材料自参の場合が多い)、(ロ)村長の占有・使用している水田——職田<sup>(9)</sup>、共同体的占有地上の村長の持分、甘蔗園——における耕作手助け(中部ジャワに多い)、(ハ)村長のためのパンチュン(Panjen)労役——宅地の掃除、木の伐採、水の運搬、草の刈取り、馬の世話など——から成っており、いずれの場合においても、通常、食事つきであった。<sup>(10)</sup>

- (1) *Eindresumé*, III, blz. 59—60.
- (2) 一八六四年以前はナンバンを中心として木材伐採の賦役が盛んに課せられたが、同六五年のインド法令公法第五九号によってこれは完全に自由契約労働に移された (*ibid.*, blz. 60)。
- (3) *Ibid.*, blz. 54—55.
- (4) *Ibid.*, blz. 59—60; *Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië*, 2e druk, 's-Gravenhage, 1918, Deel II, blz. 77.
- (5) G. Gongrijp, *Schets ener Economische Geschiedenis van Indonesië*, 4e druk, Haarlem, 1957, blz. 89—92.
- (6) Robert van Niel, "The Function of Landrent under the Cultivation System in Java," *Journal of Asian Studies*, Vol. 23, No. 3 (May, 1969) pp. 357—375.
- (7) 共同体労役の内容としては次のようなものが含まれていた。(イ) デサ内の番小屋への駐在と夜警。(ロ) デサ領域内の道路、橋、暗渠等の維持管理。(ハ) ダムや水路に係わる灌漑施設の管理維持。(ニ) 墓守。(ホ) 家畜の番。(ヘ) デサの周りの垣の管理維持 (*Eindresumé*, III, blz. 91)。
- (8) 一八六五年八月七日付栽培部長 (Directeur der Cultures) の通達 (付一七一一号) に基づく (*ibid.*, blz. 89)。
- (9) 差し当り、前掲拙稿六七頁を参照された。
- (10) *Eindresumé*, III, blz. 88.

## 二 賦役の規模

前記の四種の賦役のうち、一般賦役ならびに特別賦役については、東インド政庁によって、「賦役負担者に対して、通常一年に五二日（一週間に一日—二時間）以上の割では課せられない」と規定されていた。<sup>(1)</sup>もとより、右に記した日数は政庁が要求し、または承認した日数であって実際には、原住民首長らによって、しばしばもっと恣意的に賦役が徴用されたことは想像に難くない。たとえば、一般賦役の場合、政府の必要に応じて各デサごとに一定数の人間が要求され、それは通常、年に二—三回でしかなかったが、要塞の建設などの際には長期間の拘束を強いられた。<sup>(2)</sup>これに対して特別賦役の場合には、各デサごとに、毎日一定数の賦役担当者がそのために出勤するとか、推定に基づいて何人かが呼び出される仕組みになっていた。<sup>(3)</sup>既述の各種課業別の労働力徴用期間は不明であるが、毎日、何んらかの形で村民の一定部分が特別賦役を遂行していたようである。たとえば、スマランのある村では一—四名の賦役担当者 (sikep) のうち、八五名が輸送賦役を一日七人の割で受け持ち、三〇名が

一日三人の割で村長に役務を提供し、一六名が一日二人の割でデサ内の夜警労役（共同体労役）を果していた。<sup>(4)</sup>この例によれば、少なくとも二種の賦役だけについてみると、一週間に一度の割では順番が回ってこない計算となる。またスマランの別の村では、郡長の所での役務提供が三カ月間、村長のところでの役務提供が三カ月間となっていた。<sup>(5)</sup>

一方、栽培賦役もデサ単位で課されたが、その内容からして、上記のような「一年間に五二日以内」というわけにはとうていいなかった。たとえば、ブレアンゲルに藍栽培が導入されたとき、多くのデサの男たちが引続き七カ月も遠隔の藍畑で働くことを強要された。<sup>(6)</sup>また、甘蔗の場合にも、デサから当該園圃までの距離が遠く、甘蔗園上で二―三カ月夜を過ぎなければならぬ例や遠隔の砂糖工場へ収穫物を運んだり、加工労働のために徴用されたりして、長期間自己の畑を放てさせざるをえない例がしばしば起った。<sup>(7)</sup>ただ、栽培賦役はすべてのデサに等しく課せられたものではなかったため、その地域的対象範囲は他の賦役より狭かった。とはいえ、強制栽培の最盛期には、何んらかの形で栽培賦役を課せられた人

数は膨大なものであったので、<sup>(8)</sup>そのジャワ住民に与えた影響は決して小さくなかったといわねばならない。

他方、村長に対する役務提供は、固定的なもので、そのため一―四人の賦役義務者（dienstplichtigen）がかり出された。<sup>(9)</sup>

(1) *Eindresumé*, III, blz. 61.

(2) スマランのアンパラワ特やスラバヤの砦の建設の場合 (*ibid.*, blz. 54, 100, 307)。

(3) *Encyclopaedie van Nederlandsch-Indië*, Deel II, blz. 77.

(4) *Eindresumé*, III, Bijl. L (blz. 157—158).

(5) *Ibid.*, Bijl. L.

(6) G. Gongrijp, *op. cit.*, blz. 91.

(7) *Eindresumé*, III, blz. 65.

(8) 「強制栽培」に従事した人口の数は、同制度が導入された理事州全体の四分の一、コーヒー栽培を含めると当時のジャワの人口数の五分の二に及んだといわれている (Gongrijp, *op. cit.*, blz. 90—91)。因みに、前掲書の同じ個所で、栽培面積については、コーヒーを除くと、同制度の最盛期とみられる一八四五年においても導入された理事州全体の耕地面積の一八分の一にすぎなかった、と述べ



られているが、これを文字通りに解釈すると過少評価することになる。なんとすれば、作物は毎年同じ畑に植えられた訳ではないので、栽培は少なくともある年の面積の二―三倍の範囲に及んだはずだからである。

(9) 通常、村民五〇人に対して一つのバンチュン労役が課せられた (*Eindresumé*, III blz. 89)。

### 三 賦役の負担者

政府直轄領のデサに居住していたものはおおむね、庶民 (*wong tlik*) であり、貴族またはその血統をひくものやプリアイ (*prjati*) —— マタラム王国やその他の小君主たちに仕えた廷臣の子孫で原住民官僚 (大半は県長) の地位にあるもの——は都市に在住していた。庶民は、デサ役職者 (村長および村役)、一般農民 (*wong tani*)、デサ聖職者 (イスラム教の導師やイスラム教師)、その他の職業者——商人、職人、漁民——から成っていたが、その大部分は農民であった。

ところで、村長に対する役務提供を含む前記の四種の賦役義務を負ったものは、一般の農漁民と商工業者であり、デサ役職者およびデサ聖職者は原則として賦役を免除されるケースが多かった<sup>(2)</sup>。さらに商工業者の場合、別

途、事業税を課せられていたので、栽培賦役は免除され、一般賦役だけを負担すればよいか、あるいは全く免除されていた<sup>(3)</sup>。なお、大工、鍛冶職、銅細工師などの職人がその職にふさわしい特別な賦役を負担していたかどうかは不明である。いずれにせよ、政庁は、「賦役義務 (*dienstpllichtheid*) は人に対してではなく土地 (保有) に基づくものである」という一般原則を有していた<sup>(4)</sup>。さらに旧来の慣習においても耕地の占有と賦役の遂行は結びつけられていたので、デサにおいて各種の賦役を負担したものはほかならぬ土地もち農民であり、わけても、既婚の労働可能な男子であった。もち論、例外は多々みられたが、これについては次節で詳述する。

- (1) 職人は通常、都市近郊のカンボンに同職のものが集って住んでいた (*Eindresumé*, III, blz. 198)。
- (2) プロボリゴとブスキの一部では、デサ役職者も賦役を免除されなかった (*Ibid.*, blz. 66)。
- (3) *Ibid.*, blz. 77。
- (4) 一八六四年九月三日の「政府決定」第一条にも規定されている (*Ibid.*, blz. 61)。

## 三 賦役義務の履行方法

賦役が、人そのものではなく「土地」(保有)に對して課せられたことはすでに述べたが、その賦課はデサ単位になされたので、賦役遂行の具体的なやり方はデサの自主的規則に委ねられていた。したがって、賦役義務の履行方法は各デサによって多少とも異っていたわけであるが、少なくとも歴史的伝統を同じくする中・東部ジャワにおいては、それは多くの共通性を有していたといえる。以下、その共通性に即して、賦役負担者の範圍、賦役遂行上の細則、賦役負担との関連における土地の占有などの諸点を検討する。

「賦役義務」の基礎となったものは、既述のとおり、原則として土地の保有にあった。それは水田の占有(個人的占有であれ、共同的占有における持分保有であれ)あるいは畑地の規則的使用あるいは宅地の占有でありえたが、土地保有と賦役義務との因果的関連は、「宅地の占有が共同体的持分保有の前提となり、それがさらに賦役義務の発生をもたらす」というケースが典型的なものであった(なお、水田の「個人的占有」、「共同体的

占有」の実態については前掲の拙稿を参照されたい)。もとより例外はいたるところに存在した。政府の圧力や既存の賦役負担者の希望による栽培賦役負担者の範圍の拡大の結果、宅地をもっていないものが持分を保有している例、耕地の不足や既存の持分保有者の排他性の結果、宅地を有しているものが「持分」をもっていない例、さらには、栽培賦役ないしは固定的賦役(特別賦役と村長へのパンチュン労役を含む)および手助け労役(Denda-betoon)を提供してはじめて「持分」を保有できる例、などがみられた。

一方、賦役義務は、土地保有に基づくだけではなく、甘蔗の強制栽培に組み込まれたデサでは、次のような条件に依拠する場合もあった。すなわち、労働可能な家長であること、<sup>(5)</sup>家畜などを有して労働可能であること、<sup>(6)</sup>労働可能な男子——但し<sup>(7)</sup>は一五—六歳以上——であること、<sup>(8)</sup>強制栽培に伴なう収穫、運搬、加工等の労働の場合)、さらに、富裕であること(農民以外の商工業従事者の場合、但し、栽培賦役は事業税を支払うことによって免除された<sup>(9)</sup>)。以上のような訳で自己の宅地を持っていないいわば寄寓している既婚の若者や新参者、あ

るいは隠退したが、いまだ家畜などの労働手段を有している老年者が賦役負担者の範囲内に組み込まれた。とはいへ、当時のデサ住民が賦役義務の発生を、マタラム時代からの慣行にそって、第一義的には土地占有と結びつけていたことは間違いない。であればこそ、寄寓者身分の新参者や既婚の若者に栽培賦役をさせるために、村長などの計らいで宅地をもたせた上で、共同体的占有地上の持分を与え賦役を負担させるということがしばしば行なわれたのである。<sup>(10)</sup>したがって、賦役義務の根拠は基本的には、宅地占有にあったといえる。ただ、耕地（主として水田）を占有しているかどうかによって賦役負担者が第一階級と第二階級に分けられていたことは指摘しておかなければならない。

次に、原住民首長や村長等の在地役人のところでの役務提供、監視所への駐在ならびに市場地における番役などの固定的賦役の具体的な遂行方法については、それを規定したデサの規則の断片しか利用できないので、その詳細は不明確ではあるが、固定的賦役は、ほぼ共通して次のような原則のもとに遂行されていたようである。<sup>(11)</sup>

(1) 賦役義務を有するものはいくつか（三―七）のグルー

プ―同一の賦役を果す人々からなるグループ（バグレインの場合）、<sup>(12)</sup>各種の賦役を果す人々からなるグループ（チユリボンの場合）―に分けられる。(2) 各グループは原則として順番に交代して各種の賦役義務を果す（ただし、ある固定的賦役だけを果して、他の賦役は免除されるというケースはかなり多くみられた）。<sup>(13)</sup>(3) 賦役はグループごとに、一定期間（三―〇日）継続して遂行される―というのは、原住民首長（とりわけレヘント）のところでの賦役遂行や監視所への駐在の場合、それらが必ずしも役務を提供する場所の近隣のデサに課されるとは限らなかったし、役務提供者もこうした方が拘束が長い代りに自由な期間も長くもてたから。<sup>(14)</sup>(4) 順番の引き継ぎに際して「竹の小切れ」とか「順番のリスト」が当番のものに渡される。(5) 順番規則や名簿の順序の決定は一年一回―通常、両期のはじめ―村長の家に賦役義務を有するもの全員が出席して行なわれ、その際、「持分」保有者の割り替や賦役免除者の指定も行なわれる。(6) 賦役の負担において、前述の第一階級は第二階級の二倍を負い、したがって賦役の順番が第二階級に一回まわる間に第一階級は二回の義務を果す。なお、一年に通常、二―三回

しか課されなかった一般賦役は、主としてこの第一階級によって遂行された。(7) 固定的賦役を免かれる錢納を許す(とりわけ村長への各種役務提供を錢納で済ます例があちこちでみられた<sup>(16)</sup>)。

他方、栽培賦役の遂行に関するデサの規則は、当該村落が個人的占有地の場合、共同体的占有地の場合、両者が併存している場合によって幾分異なっていた<sup>(17)</sup>。まず、個人的占有水田のみのデサが多くみられたプロボリンゴとブスキの両地方では——甘蔗の強制栽培が実施され、かなりの数のデサに栽培賦役が課せられたが、一部の耕地が共同体的占有地化されることなく甘蔗用に充當されて、その他は個人的占有地に止まった<sup>(18)</sup>——、水田または規則的使用の畑地の占有者は一人前の栽培賦役義務を果さなければならなかった。土地面積の小さなもの、家畜を全然もっていないもの、さらには老年者および寡婦は栽培義務を全面的に免除された。他方、沢山の家畜や多勢の労働可能な子息または縁者を有するものは他人との取り決めによって大きい栽培賦役を負担した。次に、共同体的占有のみのデサ——パニユマス、ブカロンガン、スマラン、マディウン、クデイリ、パスルアンに多くみ

られた——では、宅地を有するデサ住民、さらには他人の宅地内に住居を持っている寄寓者も「持分」を有しており、その結果として栽培賦役が課せられた。ただし「持分保有者」には「持分」の大きさに応じて二つの階級があり、第一階級は一人前の賦役義務を負い、第二階級——前記の寄寓者など——は半人前の義務を果せばよかった<sup>(19)</sup>。要するに、強制栽培の導入に際して、土地の共同体的占有一般に付随する「平等な負担、平等な利益」という原則がデサの栽培賦役に関する規則に適用されたわけである<sup>(20)</sup>。さらに、個人的占有と共同体的占有が併存していたデサ——チュリボン、トゥガル、バグレン、ジャバラ、ルンバンに比較的多かった——では、賦役義務は原則として、宅地占有に結びつけられており、個人的占有水田(ヤサン)のみの占有者でも、耕地の広さや価値に関係なく、一人前の栽培賦役を義務づけられている場合が多かった。極く小片の水田の占有者も労働可能な家長である限り、完全な賦役履行を義務づけられた<sup>(21)</sup>。一方、逆に大きな土地区画の占有者も通常量の賦役課業を行なうだけでよかった。もっともこの場合にも賦役を負担するものに二つの階級があり、小規模のヤサンのほか

いかなる耕地も有していない開墾者、労働可能な老年者、畑地の占有者などは第二階級に属した。

ところで、以上のような賦役規則との関連において、土地占有——共同体的占有地における持分の配分——はどのようなものとなったであろうか。すでに闡説したように、栽培賦役の増大（強制栽培の拡大）に伴なう負担の増加を負担者の人数を増大させることによって一人あたりの負担を軽減しようとする住民側の対応の結果として、いわゆる「個人的占有」地の共同体的占有地化や新規開墾地の共同体的占有地への編入という現象が起った（因みに、一八六八—六九年のジャワの八〇八カ村におけるサンプル土地調査<sup>(22)</sup>において、中部ジャワ、四五五カ村の共同体的占有水田面積は個人的占有のその四倍弱であった<sup>(23)</sup>）。さらに「持分」保有者間の平等を期するため既存の共同体的占有地における割り替の定期化なども現出した<sup>(24)</sup>。この場合、共同体的占有地の配分は、通常、村長ならびに村役が一般の村民に先だって最高の地片を得たあと、賦役負担者のリストの順に従って各自の「持分」が割り当てられた<sup>(25)</sup>。その際、第一の選択権には最も重い、最も長期間の賦役負担が伴った。また、各種賦役

を多く負担することになる家畜保有者に優先権が与えられるところ、原住民首長や村長のための開墾労働に従事するものに第一番目の選択権が与えられているところもあつた。

一方、「持分」保有と賦役負担との関係についてはおおよそ次のような類型がみられた。第一は「持分」に差があり——たいてい二階級よりなる、——その大きさに応じて賦役を負担する<sup>(26)</sup>。第二は「持分」には差があるが、賦役負担は一率平等である。たとえば、チュリボンの多くのデサやトゥガル、プカロンガン、ルンバン、ジャバラ、マディウンの若干のデサでは、共同体的占有地の持分の大きさが持分保有者の能力——労働力や家畜の多少——によって異なり、地租にも差が見られたが、賦役負担には差がなかったという<sup>(27)</sup>。第三は「持分」の一定量以下のものには賦役義務がない<sup>(28)</sup>。第四は持分権保有者は原則として、当該年の持分保有に係わりなく、平等な立場で賦役を負担する<sup>(29)</sup>。いずれにせよ、以上のような「持分」保有と賦役負担の関係からみて、共同体の性格規定をする場合に従来からよく問題とされる成員間の平等の原理について、ジャワのデサの場合「実質的」か「形式的」か

を云々することは必ずしも容易でない。

- (1) *Findresumé*, III, blz. 75.
- (2) *Ibid.*, blz. 75—76.
- (3) *Ibid.*, blz. 71, 76.
- (4) バンナム、ヂェディマン、スラブヤ (*ibid.*, blz. 70)。
- (5) *Ibid.*, blz. 76.
- (6) *Ibid.*, blz. 69.
- (7) *Ibid.*, blz. 65.
- (8) *Ibid.*, blz. 65.
- (9) バニユマス、チュリボン、トゥガル、ブカロンガン、スバラ、ジャバラ、バヌルアン (*ibid.*, blz. 77)。
- (10) スラバヤ、バグナン、マリヤス (*ibid.*, blz. 76)。
- (11) *Ibid.*, blz. 99—101, Bijl. L (blz. 157—158)。
- (12) たとえば、賦役負担者は三つのグループに分かれ、一つは監視所への駐在、もう一つは村長への役務提供、さらにはデサ内の夜警の義務を果した。 (*ibid.*, Bijl. F blz. 157—158)。
- (13) たとえば、一三七名の賦役負担者が二つのグループに分かれ、そのそれぞれが、五名の賦役担当者、三五名の共同労役担当者、三〇名内外の栽培賦役担当者を有するといふ具合であった (*ibid.*, Bijl. F)。
- (14) とりわけ、村長に固定的労役を提供するものは栽培賦役などを免除される例が多かった。また監視所への駐在を

常時引き受けたものも、仕事の性質上、他の固定的賦役を免除された (*ibid.*, blz. 89—92)。

- (15) たとえば、バンナムのあるデサでは六キロ離れた監視所への駐在は四八時間交代であった。またバニユマスのあるデサでは、市場地での番役は二人ずつ七日間続けて行なわれた。さらにジャバラのあるデサでは、一〇キロ離れた郡警察官吏のところでの賦役は二日間続けて行なわれた (*ibid.*, blz. 100)。
- (16) ジャバラに多く、バニユマス、ブカロンガン、スラバヤでも散見された (*ibid.*, blz. 90)。
- (17) *Ibid.*, blz. 63—76.
- (18) *Ibid.*, II, blz. 257—258, 265—266.
- (19) *Ibid.*, III, blz. 69.
- (20) *Ibid.*, blz. 68.
- (21) *Ibid.*, blz. 73—74. 土地占有と賦役負担との関係においていわば形式的平等の原理が貫かれたケースはチュリボンを除いてあまり多くなかった。調査村落数に対する当該村数の割合は以下のとおりである。トゥガル— $\frac{1}{32}$ 、ブカロンガン— $\frac{2}{26}$ 、バニユマス— $\frac{3}{40}$ 、バグレン— $\frac{6}{50}$ 、スマラン— $\frac{3}{50}$ 、ジャバラ— $\frac{2}{34}$ 、ルンパン— $\frac{10}{54}$ 、マディウン— $\frac{9}{63}$ 、クデイリ— $\frac{9}{59}$ 、スラバヤ— $\frac{7}{56}$  (*ibid.*, blz. 73)。
- (22) 『最終提要』の基礎となった土地調査。前掲拙稿〈資料紹介〉を参照されたい。

(23) *Eindzesumé, I, Biji, A* より筆者が算出した数字である。当時の個・占地面积には、近い将来に共・占化される運命にあったものも相当量含まれていたため、共・占地の比率は実際にはこれ以上であったと考えてよい。

(24) 割り替の定期化については、前掲拙稿を参照されたい。

(25) *Eindzesumé, III, blz. 63, 71.*

(26) トゥガル、バニニョマス、スマラン、マディウン、クデアリ、スラバヤ (*ibid.*, blz. 69)。

(27) *Ibid.*, blz. 68.

(28) プロボリンゴ、ブスキ (*ibid.*, blz. 66)。

(29) ジャムラ (*ibid.*, blz. 71)。

#### 四 賦役義務の履行がデサに与えた影響

上級権力による労役の賦課は、当該義務の履行に関するデサの諸慣行ならびに諸規則の修正または形成をとおして、デサに様々な影響をもたらした。賦役がデサにもたらしたこうした影響を、われわれは行政、労働・経済、社会・階層といった種々な側面における断片的な変化としてみいだすことができる。以下、便宜的ながら幾つかの側面に分けて主要な変化を略述する。

行政面における最大の変化は、村長の権力の増大と官吏化の進行であった。つまり、対外関係においてデサを

代表して村民の生活を守るといふ使命を有する村長が、オランダ植民地支配が強化されていくなかで、若干の役得を保障されながら植民地統治機構の最末端に位置づけられて植民地支配の道具と化してしまったことである。かかる変化の背景として次の三点をあげることができる。

(一) 地租や各種賦役等のライトゥルギーの村落単位の賦課、(二) とりわけ栽培賦役における上級権力の村長に対する管理的機能の賦与、(三) 封地や首長職田の撤廃に伴うレント等原住民首長の土地・人民に対する支配権の低下。

一方、村長の権力の増大と官吏化の進行はすでにみた次の四つの現象に如実に示されている。すなわち、(一) 村長の多くが広大な職田を有していること、(二) 共同体的占有水田における「持分」の選択に際して村長が最優先権を有していること、(三) 「持分」の割り替において村長が主導権を有している場合が多いこと、(四) 村長がデサ住民に多大の役務提供（職田における賦役耕作を含む）を要求でき、それを政庁も賦役として公認していること、がそれである。以上の行政面における変化については、村長による共同体的規制や管理体制の強化が外側からみれば一つの共同体の成立、強化ともとれる一方、村長の機

能を考えると自然村から行政村への移行<sup>1</sup>共同体の崩壊とも解釈できて、変化の方向は単純には規定できない、ということになる。

労働・経済面における変化の主要なものは、共同体的占有地の拡大、賦役負担者の範囲の拡大、ならびに「持分」の定期的割替えの実施であった。もとよりこれらの変化の背景には、政府による定期的賦役、なかつく栽培賦役の増強とそれに伴うデサ内の土地占有に対する政府官吏の干渉が存在したが、栽培賦役に対するデサ側の対応も積極的なものであった。たとえば、すでにみたように、賦役負担の基礎が「耕地占有」から「宅地占有」に移された事実はその一例である。

このデサ側の必然的対応は住民一人あたりの賦役負担の軽減ならびに平等化を指向する賦役遂行に関するデサ規則の精緻化として現われ、その内容は前節で検討したとおりである。かかる諸規則の修正ならびに形成それ自体が一種の共同体的規制の強化を物語っていると同時に、「持分」の定期的割替えの実施や「持分」の実質的平等の確保を含むデサ規則の内容が一面では村民間の連帯意識や互助の精神を高め、共同体的関係を強化したかにみ

える。しかしながら他面、同じ意図から生じた賦役負担者の範囲の拡大はデサの有した排他性の減少をとおして固有の共同体（従来の賦役負担者からなる強固な核集団）——かかるものが存在していたとして——を崩す方向に作用したともいえる。

社会・階層面における主要な変化は、(一)人口の流動性の増大、(二)デサ内の連帯性の増大、(三)デサの非メムバーに対する排他性の減少、(四)階層構成の精緻化、の四点であった。以上の四点について若干の説明を加えておく。第一の流動性の増大は、年率二・四%の人口増加<sup>(1)</sup>による土地に対する人口圧力の増大と栽培賦役負担の偏重を背景とするものであった。たとえば、栽培賦役の負担に耐えかねた住民が強制栽培制度の実施されていない地域へ移住した事実<sup>(2)</sup>や、同じ強制栽培制度下にあっても労働が最も過酷であった藍栽培地帯から脱出した事実<sup>(3)</sup>、さらにはバスルアン、ブスキにおける寄寓者の比率の多さ<sup>(4)</sup>やアカロンガン、バグレンにおける転居例の多い<sup>(5)</sup>にみられるごとく、住民の動きは以前にもまして活発となった。一方でこのことはまた、デサが有していた成員保護機能<sup>(6)</sup>——デサ内の困窮者の面倒を最低限ながらみてやるとい



う努力——が存外大きくなかったことを予想させる。第二点の共通の運命に基づく連帯性の増大は、寄寓者と寄寓先との相互依存関係や未成年の若者による共同体労役ならびにパンチェン労役の提供などデサ住民間の互助的行為の盛行となって現出した。第三の変化は、既述の事情による賦役負担者の範囲を拡げようとする住民側の努力が共同体成員の対象の拡大をとおして、よそものに対するデサの排他性をも減少させることになったことを意味している。第四の変化は次のような事態を指している。すなわち、デサ内の住民は、賦役義務履行の観点からみて、自己のために一般村民に各種の役務提供を要求できるデサ役職者を頂点として、順次、一人前の賦役を負担しなければならぬ第一階級、その半分ですむ第二階級、原則として寄寓先や共同体に対する労役提供のみで賦役義務のない寄寓者、公的にはほとんど何の義務をも課せられない同居人という具合に階層構造をかたち造ることとなった。

以上の社会・階層面における変化は、矛盾する二つの要素を含んでおり、それはある意味での共同体の崩壊とより広い意味での共同体的な関係の成立として捉えるこ

とができる。

- (1) 政府直轄領における人口は一八三〇—七〇年に年平均一・四%の成長を示した (Widjojo Nitisastro, *Population Trends in Indonesia*, Cornell University Press, 1970, pp. 11—32)。
- (2) S. van Deventer, *op. cit.*, deel 3, blz. 83.
- (3) *Ibid.*, blz. 83.
- (4) *Eindresumé*, III, blz. 203.
- (5) *Ibid.*, blz. 204.
- (6) デサ内の貧困者は第一義的に親族メンバーによって助けられたが、親族以外の者によっても、収穫時期まで面倒をみてもらえるのが一般的な慣習であった (*ibid.*, blz. 204)。

##### 五 結びにかえて

以上のたどたどしい論述をまとめ、ひとまず以下のよう

に結んでおきたい。  
中・東部ジャワ村落<sup>デサ</sup>の共同体的性格は、元来それほど強いものではなく、むしろ上級権力からの要求に対応したかたちで形成され、とりわけ、一九世紀初頭以降の東インド政庁の直接的支配の進展のなかで発展・強化され

た。したがって、デサ段階にみられた共同体的諸規制も上級権力に対するライトウルギーを果たす上で形成されたものであり、デサ内の階層区分も上級権力に対する賦役義務を履行するという観点から生じたものであった。しかも、共同体的諸関係の編成が一貫して外部の要請に引摺られ、内の主体性の稀薄なものであったので、そこに成立した共同体も対内個的規制のゆるやかな、<sup>(1)</sup> 対外抵抗力の脆弱な(成員保護機能の弱い)性格を有することとなった。この結果、共同体的諸関係が形成・強化されていくまっただなかで、村長機能の官吏化や共同体メンバーの拡大というほかならぬ同根の要因によって、共同体的諸関係が変質、ときにはある意味で弱体化していった。もとより、対上級権力に対する賦役義務履行といういわば縦関係のみに注目して、デサ成員間の相互依存という横の関係の考察が不十分なままに、結論めいたことを述べることは早計の謗りを免れないが、ここで敢えてそれを記せば次のようになろう。ジャワにおける一九世紀中葉以降の共同体的諸関係の展開は、一方では強化されながら、他方では崩壊・変質していくといった再編成過程であったといえることができる。

いずれにせよ、外的要因により多く依存して形成されたジャワ村落<sup>デサ</sup>のかかる共同体的諸関係が、二〇世紀に入って当該外的要因が弱体化ないしは除去されたのちも、直ちに崩れることなく長く存続したことを考えると、そこに共同体的諸関係を存続させたなんらかの内的必然性があったことも認めざるを得ない。この内的必然性なるものが単に事物や諸関係の惰性や保守化を越えて存在していたとすれば、それが何に由来していたのかに関しては、デサ成員間の横の関係を説明することによって明らかにされるかもしれない。これは筆者の次の課題である。

(1) このことは荒蕪地の利用の際にみられる対外規制の厳しさとは対照的な対内規制のゆるやかさに如実に表われてゐる(*Endresumé*, III, blz. 140—144)。

〔付記〕本稿はアジア政経学会第三〇回大会における報告に手を加えたものである。大会の席上で有益な御質問、御助言をいただいた、紙上を借りて感謝の意を表したい。

(一九七七年六月)(名古屋市立大学専任講師)